

令和4年3月29日

保護者各位

児童家庭部長

通所自粛要請期間の終了について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、1月21日付け「新型コロナウイルス感染症に係る家庭内保育のお願いについて」、及び2月10日付け「新型コロナウイルス感染症に係る学童保育所通所自粛について（要請）」にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市では、新型コロナウイルス感染拡大防止として、まん延防止重点措置区域の指定期間終了後も通所自粛期間を継続し、慎重に対応してきたところですが、3月31日をもって通所自粛要請を終了することといたします。

なお、4月1日以降の感染対策は下記のとおりです。

記

4月1日以降の通常保育にあたり、感染対策を緩めることなく、手洗い、換気、消毒等の予防対策を引き続き実施し、感染症対策を徹底して行っております。

また、家庭においても感染防止対策を徹底していただき、お子様を預ける際には、引き続き健康状態の把握に努め、体調不良の際には通所を控えるようお願いいたします。

新型コロナウイルスに感染した場合等を除いて、4月1日以降の通所自粛については、「学童保育料の免除」や「小学校休業等対応助成金」の対象とはなりません。可能な範囲内で家庭内保育にご協力をお願いします。

なお、今後新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、臨時休所等が想定されることをお知らせいたします。